

作成日 2018/09/27
改訂日 2019/10/17

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称	ハードラインC-500速乾 黄(無鉛)
整理番号	00076107
供給者の会社名称	アトムクス株式会社
住所	347-0017 埼玉県加須市南篠崎 1-1-2-1
担当部門	技術本部
電話番号	0480-65-9634
FAX番号	0480-65-0319
緊急連絡電話番号	本社総務部 03-3969-3111
推奨用途及び使用上の制限	路面標示用塗料

2. 危険有害性の要約

GHS分類

物理化学的危険性	引火性液体 区分2
健康有害性	急性毒性 (吸入:蒸気) 区分4 皮膚腐食性及び皮膚刺激性 区分2 眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性 区分2A 生殖毒性 区分1A+授乳影響 特定標的臓器毒性 (単回ばく露) 区分1 (中枢神経系) 特定標的臓器毒性 (反復ばく露) 区分1 (腎臓 中枢神経系)
環境有害性	水生環境有害性 (急性) 区分2 水生環境有害性 (長期間) 区分2 上記で記載がない危険有害性は、分類対象外か分類できない。

GHSラベル要素

絵表示



注意喚起語
危険有害性情報

危険
H225 引火性の高い液体および蒸気
H315 皮膚刺激
H319 強い眼刺激
H332 吸入すると有害
H360 生殖能または胎児への悪影響のおそれ
H362 授乳中の子に害を及ぼすおそれ
H370 中枢神経系の障害
H372 長期または反復ばく露による腎臓、中枢神経系の障害
H411 長期的影響によって水生生物に毒性

使用前に取扱説明書入手すること。(P201)
すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。(P202)
熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざけること。禁煙。(P210)
容器を密閉しておくこと。(P233)
容器を接地すること。アースをとること。(P240)
防爆型の電気機器、換気装置、照明機器等を使用すること。(P241)
火花を発生させない工具を使用すること。(P242)
静電気放電に対する安全対策を講ずること。(P243)
ミストを吸入しないこと。(P260)

予防策

ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。(P260)
 ミスト、蒸気、スプレーの吸入を避けること。(P261)
 妊娠中、授乳中は接触を避けること。(P263)
 取扱い後はよく手を洗うこと。(P264)
 取扱い後はよく眼を洗うこと。(P264)
 この製品を使用するときに、飲食または喫煙をしないこと。(P270)
 屋外または換気の良い場所でのみ使用すること。(P271)
 環境への放出を避けること。(P273)
 保護手袋、保護眼鏡、保護面を着用すること。(P280)
 保護手袋を着用すること。(P280)

**注意書き
 応急措置**

皮膚に付着した場合：多量の水と石鹼で優しく洗うこと。(P302+P352)
 皮膚または髪に付着した場合：直ちに、汚染された衣類をすべて脱ぎ、皮膚や髪を流水またはシャワーで洗うこと。(P303+P361+P353)
 吸入した場合：呼吸が困難な場合は、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。(P304+P340)
 眼に入った場合：水で数分間注意深く洗う。コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外して、洗浄を続ける。その後、すみやかに医師の診断、手当てを受けること。(P305+P351+P338)
 ばく露またはその懸念がある場合：医師の診断、手当てを受けること。(P308+P313)
 気分が悪くなったときは、医師に連絡すること。(P312)
 気分が悪くなったときは、医師の診断、手当てを受けること。(P314)
 特別な処置が必要である。(P321)
 皮膚刺激が生じた場合：医師の診断、手当てを受けること。(P332+P313)
 眼の刺激が続く場合：医師の診断、手当てを受けること。(P337+P313)
 汚染された衣類は脱ぎ、再使用する場合には洗濯すること。(P362+P364)
 火災の場合：消火には炭酸ガス、泡または粉末消火器等を使用すること。(P370+P378)
 漏出物は回収すること。(P391)
 換気の良い冷所で保管すること。(P403+P235)
 施錠して保管すること。(P405)
 廃棄
 内容物、容器の廃棄は都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。(P501)

保管

廃棄

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別
 化学名又は一般名

混合物
 アルキッド樹脂塗料

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学式	官報公示整理番号		CAS番号
			化審法番号	安衛法番号	
その他	80%~90%	—	—	—	—
トルエン	10%~20%	C ₆ H ₅ CH ₃	(3)-2, (3)-60	既存	108-88-3
ミネラルスピリット	5%未満	—	—	—	8052-41-3
酸化チタン (IV)	1%未満	TiO ₂	(1)-558	—	13463-67-7
キシレン	1%未満	C ₆ H ₄ (CH ₃) ₂	(3)-3, (3)-60	既存	1330-20-7
エチルベンゼン	1%未満	—	(3)-28	—	100-41-4

分類に寄与する不純物及び安定化添加物 現在、知見なし

労働安全衛生法

名称等を通知すべき危険物及び有害物 (法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9) エチルベンゼン (法令指定番号: 70) (1%未満)

		キシレン (法令指定番号: 136) (1%未満)
		トルエン (法令指定番号: 407) (10%~20%)
		ミネラルスピリット (ミネラルシンナー、ペトロリウムスピリット、ホワイトスピリット及びミネラルターペンを含む。) (法令指定番号: 551) (5%未満)
		酸化チタン (I V) (法令指定番号: 191) (1%未満)
化学物質排出把握管理促進法 (P R T R法)	第1種指定化学物質 (法第2条第2項、施行令第1条別表第1)	トルエン (法令指定番号: 300) (16%)

4. 応急措置

吸入した場合	蒸気、ガスなどを吸い込んで、気分が悪くなった場合には、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。気分が悪い時には、医師に連絡すること。
皮膚に付着した場合	付着物を布にて素早く拭き取る。 大量の水および石鹸または皮膚用の洗剤を使用して十分に洗い落とす。 溶剤、シンナーは使用しないこと。 外観に変化が見られたり、刺激・痛みがある場合、気分が悪い時には医師の診断を受けること。
眼に入った場合	直ちに大量の清浄な流水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。 まぶたの裏まで完全に洗うこと。
飲み込んだ場合	誤って飲み込んだ場合には、安静にして直ちに医師の診断を受けること。 嘔吐物は飲み込ませないこと。 医師の指示による以外は無理に吐かせないこと。

5. 火災時の措置

消火剤	炭酸ガス 泡 粉末 乾燥砂
使ってはならない消火剤 特有の消火方法	水 可燃性のものを周囲から素早く取り除く。 高温にさらされる密閉容器は水をかけて冷却する。 指定の消火剤使用する。
消火を行う者の保護	適切な保護具 (耐熱性着衣など) を着用する。 消火活動は風上より行う。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置	作業の際には適切な保護具 (手袋、保護マスク、エプロン、ゴーグル等) を着用する。 周囲を立入禁止にして、関係者以外を近づけないようにして二次災害を防止する。
環境に対する注意事項 封じ込め及び浄化の方法及び 機材	河川への排出等により、環境への影響を起ささないように注意する。 漏出物は、密閉できる容器に回収し、安全な場所に移す。 付着物、廃棄物などは関係法規に基づいて処置すること。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い	換気の良い場所で取り扱う。 容器はその都度密栓する。
技術的対策	周辺で火気、スパーク、高温物の使用を禁止する。 静電気対策のため、装置等は接地し、電気機器類は防爆型 (安全増型)

安全取扱注意事項	<p>を使用すること。 工具は火花防止型のものを使用する。 使用済みウエス、塗料カス、スプレーダスト等は廃棄するまで水に漬けておく。 密閉された場所における作業には、十分な局所排気装置を付け、適切な保護具を着けて作業すること。 皮膚、粘膜、または着衣に触れたり目に入らぬよう適切な保護具を着用する。 取扱後は手・顔等を良く洗い、休憩所等に手袋などの汚染した保護具を持込まないこと。 温度が高くなると引火性があるので注意する。火気のある所では取り扱わないこと。</p>
保管	<p>日光の直射を避ける。 通風のよいところに保管する。 火気、熱源から遠ざけて保管する。</p>
安全な容器包装材料	<p>現在、知見なし</p>

8. ばく露防止及び保護措置

	管理濃度	許容濃度(産衛学会)	許容濃度(ACGIH)
トルエン	20ppm	50ppm(188mg/m ³)(皮)	TWA 20 ppm, STEL -
ミネラルスピリット	-	-	TWA 100 ppm, STEL -
酸化チタン (IV)	-	【粉塵許容濃度】(第2種粉塵) 吸入性粉塵1mg/m ³ 総粉塵4mg/m ³	TWA 10 mg/m ³ , STEL -
キシレン	50ppm	50ppm(217mg/m ³)	TWA 100 ppm, STEL 150 ppm
エチルベンゼン	20ppm	50ppm(217mg/m ³)	TWA 20 ppm, STEL -

設備対策	<p>排気装置を付けて、蒸気が滞留しないようにする。 取扱い場所の近くには、高温、発火源となるものが置かれないような設備とすること。 液体の輸送、汲み取り、攪拌等の装置についてはアースをとるように設備すること。 取扱い設備は防爆型を使用する。 屋内塗装作業の場合は、自動塗装機等を使用する等作業者が直接暴露されない設備とすること、局所排気装置等により作業者が暴露から避けられるような設備にすること。 タンク内部等の密閉場所で作業する場合には、密閉場所の底部まで十分に換気できる装置を取り付けること。</p>
保護具	<p>静電塗装作業を行う場合は、通電靴を着用する。</p>
呼吸器の保護具	<p>有機ガス用防毒マスクを着用する。 密閉された場所では送気マスクを着用する。</p>
眼の保護具	<p>作業を行う場合には、適切な保護マスクを着用すること。</p>
皮膚及び身体の保護具	<p>取扱いには保護メガネを着用すること。 有機溶剤又は化学薬品が浸透しない材質の手袋を着用する。</p>

9. 物理的及び化学的性質

外観	
物理的状态	液体
形状	液体(粘稠液)
色	黄色
臭い	溶剤臭
pH	データなし
沸点、初留点及び沸騰範囲	111~200℃
引火点	7.0℃ (セタ密閉式)

燃焼又は爆発範囲

下限	1.27%
上限	7.0%
比重(密度)	1.6
n-オクタノール/水分係数	現在、知見なし
自然発火温度	現在、知見なし

10. 安定性及び反応性

反応性	現在、知見なし
化学的安定性	法規制に従った保管及び取扱においては安定と考えられる
危険有害反応可能性	加熱すると重合することがあり、火災や爆発の危険を伴う。
避けるべき条件	現在、知見なし
混触危険物質	酸化剤
危険有害な分解生成物	火災時の燃焼により、一酸化炭素、二酸化炭素などの有害ガスが発生する。

11. 有害性情報

急性毒性	この製品自体での有害性試験は行っていない。「2. 危険有害性の要約」に準じ、取り扱うこと。
------	---

12. 環境影響情報

生態毒性	この製品自体での有害性試験は行っていない。「2. 危険有害性の要約」に準じ、取り扱うこと。
オゾン層への有害性	データなし
その他	漏洩、廃棄などの際には、環境に影響を与えるおそれがあるので、取扱いに注意する。 特に、製品や洗浄水が、地面、川や排水溝に直接流れないように対処すること。

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物	廃塗料、容器等の廃棄物は、許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約(マニフェスト)をして処理する。 容器、機器装置等を洗浄した排水等は、地面や排水溝へそのまま流さないこと。 排水処理、焼却などにより発生した廃棄物についても、廃棄物の処理および清掃に関する法律および関係する法規に従って処理を行うか、委託をすること。
汚染容器及び包装	許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約して処理をする。

14. 輸送上の注意

取扱いおよび保管上の注意の項の記載に従うこと。
容器に漏れの無いことを確かめ、転倒、落下、損傷がないように積み込み、荷崩れ防止を確実に行うこと。

国際規制

海上規制情報	I M Oの規定に従う。
UN No.	1263
Proper Shipping Name	PAINT
Class	3
Packing Group	II
Marine Pollutant	Applicable
Transport in bulk according to MARPOL 73/78, Annex II, and the IBC code	Not applicable
航空規制情報	I C A O / I A T Aの規定に従う。

UN No. 1263
 Proper Shipping Name PAINT
 Class 3
 Packing Group II

国内規制

陸上規制 該当しない
 海上規制情報 船舶安全法の規定に従う。

国連番号 1263
 品名 塗料
 国連分類 3
 容器等級 II
 海洋汚染物質 該当
 MARPOL 73/78 附属書II 及びIBC コードによるばら積み輸送される液体物質 非該当

航空規制情報 航空法の規定に従う。

国連番号 1263
 品名 塗料
 国連分類 3
 等級 II

緊急時応急措置指針番号 128

15. 適用法令

化審法 優先評価化学物質 (法第2条第5項)
 労働安全衛生法 変異原性が認められた届出物質 (法第57条の4、労働基準局長通達) 第2種有機溶剤等 (施行令別表第6の2・有機溶剤中毒予防規則第1条第1項第4号)
 作業環境評価基準 (法第65条の2第1項)
 名称等を表示すべき危険物及び有害物 (法第57条第1項、施行令第18条第1号、第2号別表第9)
 危険物・引火性の物 (施行令別表第1第4号)
 名称等を通知すべき危険物及び有害物 (法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9)
 水質汚濁防止法 指定物質 (法第2条第4項、施行令第3条の3)
 消防法 第4類 第一石油類 (非水溶性)
 悪臭防止法 特定悪臭物質 (施行令第1条)
 大気汚染防止法 特定物質 (法第17条第1項、政令第10条)
 有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質 (中央環境審議会第9次答申)
 有害大気汚染物質、優先取組物質 (中央環境審議会第9次答申)
 揮発性有機化合物 (法第2条第4項) (環境省から都道府県への通達)
 揮発性有機化合物 法第2条第4項 (平成14年度VOC排出に関する調査報告)
 海洋汚染防止法 個品運送P (施行規則第30条の2の3、国土交通省告示)
 油性混合物 (施行規則第2条の2)
 危険物 (施行令別表第1の4)
 有害液体物質 (X類物質) (施行令別表第1)
 有害液体物質 (X類物質)・油性混合物 (施行令別表第1第1号イ (81))
 有害液体物質 (Y類物質) (施行令別表第1)
 有害液体物質 (Z類物質) (施行令別表第1)
 有害液体物質 (X類同等の物質) (環境省告示第148号第1号)
 外国為替及び外国貿易法 輸出貿易管理令別表第1の16の項
 船舶安全法 引火性液体類 (危規則第3条危険物告示別表第1)
 航空法 引火性液体 (施行規則第194条危険物告示別表第1)
 港則法 その他の危険物・引火性液体類 (法第21条第2項、規則第12条、危

	険物の種類を定める告示別表)
道路法	車両の通行の制限 (施行令第19条の13、(独)日本高速道路保有・債務返済機構公示第12号・別表第2)
特定有害廃棄物輸出入規制法 (バーゼル法)	(特定有害廃棄物 (法第2条第1項第1号イ、平成30年6月18日省令第12号)
化学物質排出把握管理促進法 (P R T R法)	(第1種指定化学物質 (法第2条第2項、施行令第1条別表第1)
労働基準法	疾病化学物質 (法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号1) がん原性化学物質 (法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第7号) 感作性を有するもの (法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号、平8労基局長通達、基発第182号)
建築基準法	ホルムアルデヒド放散等級F☆☆☆☆

16. その他の情報

参考文献	NITE独立行政法人製品評価技術基盤機構 日本ケミカルデータベース「ezCRIC」 「GHS対応 MSDS・ラベル作成ガイドブック」日本塗料工業会
その他	ここに記載された内容は、現時点で入手できた情報や当社所有の知見によるものですが、これからのデータや評価はいかなる保証をするものではありません。また法令の改正及び新しい知見に基づいて改訂されることがあります。